

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律施行令案について（概要）

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

1. 制定の趣旨

- 第 221 回特別国会において成立した医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 77 号。以下「改正法」という。）による改正後の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号。以下「法」という。）が令和 9 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律施行令」を制定するもの。

2. 政令案の概要

- 改正法による改正前の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第 14 条においては、都道府県知事が、社会福祉法人等を医療的ケア児支援センターとして指定できる旨を規定しているところ、今般、同条の改正により、都道府県の長に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区の長が、社会福祉法人等を医療的ケア児等支援センターとして指定することができることとなった。
- これを受け、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律施行令」を制定し、法第 14 条第 1 項に基づく中核市その他の政令で定める市として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項の中核市を定めることとする。

3. 根拠条項

- 法第 14 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 10 月（予定）
- 施行期日：令和 9 年 4 月 1 日（法の施行日）